

シミュレーションについて(概要版)

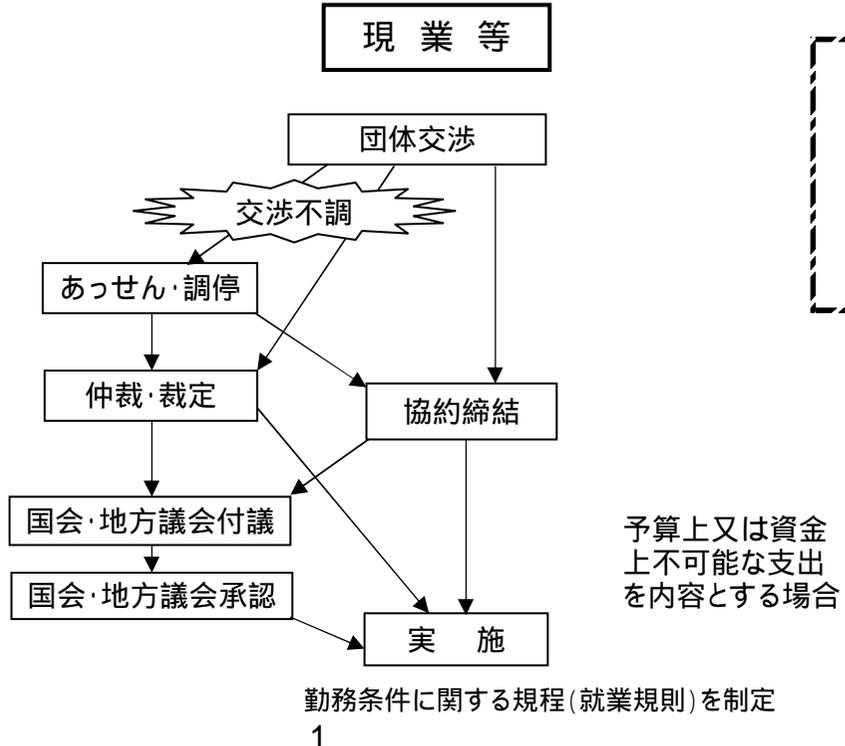
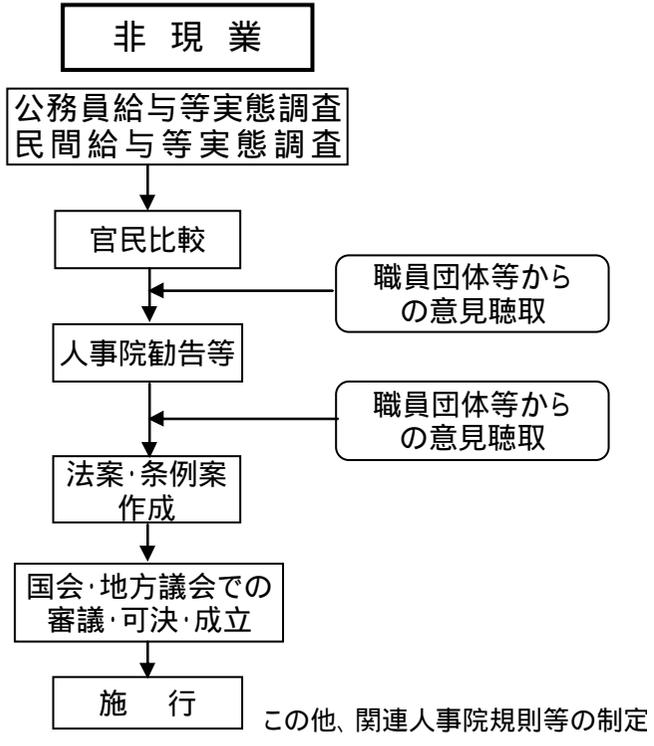
現 行

〔職員の範囲〕			〔事項の範囲〕		
団結権	警察 職員等	その他非現業職員	〔非現業〕		
団体交渉権			特定独法・国有 林野・公営企 業・単純労務等	管理運営事項 (組織・定員等)	給与、勤務時間、保健・安全保持、災害補償、懲戒、任用、分 限等
協約締結権					
争議権			賃金、その他の給 与、労働時間、休 憩、休日、休暇	昇職、降職、転職、免 職、先任権、懲戒の 基準	労働に関する安全、 衛生及び災害補償

それぞれの労働基本権が付与される職員の範囲

交渉事項(管理運営事項を除く)
 交渉・協約事項(管理運営事項を除く)

〔給与の決定方式〕



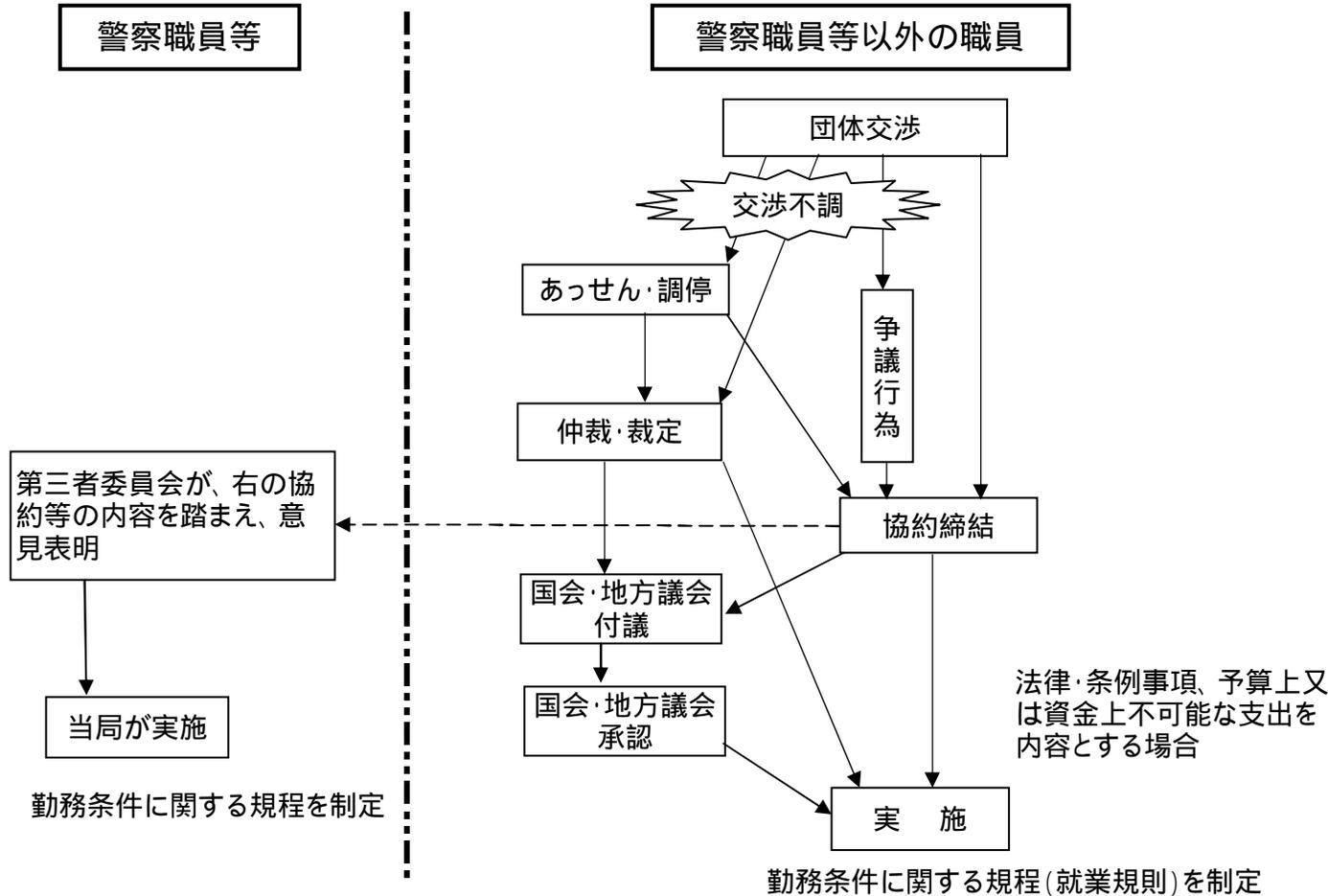
Aパターン(民間とほぼ同様)

〔職員の範囲〕			〔事項の範囲〕	
団結権			管理運営事項 (組織、定員等)	退職手当、年金、懲戒、任用、分限、給与、勤務時間、 保健・安全保持、災害補償等
団体交渉権	警察 職員等	その他非現業職員		
協約締結権				
争議権				

それぞれの労働基本権が付与される職員の範囲

交渉・協約事項 (管理運営事項を除く)

〔給与の決定方式〕



< 特記事項 >

民間とほぼ同様の仕組みとする。

民間で労働条件とされるものを交渉・協約事項とする(管理運営事項を除く)。

法律・条例には大綱(根本基準程度)を規定。具体的勤務条件は協約で決定することを原則とする。

交渉不調の場合、第三者機関によるあっせん・調停・仲裁

Bパターン(一定の範囲の職員に一定の事項について協約締結権及び争議権を付与)

(職員の範囲)				(事項の範囲)		
団結権	警察職員等	権利義務設定・企画立案職員	左記以外の非現業職員	うち行(二)	特定独法・国有林野・公営企業・単純労務等	管理運営事項(組織、定員等)
団体交渉権						
協約締結権						
争議権						
<p>それぞれの労働基本権が付与される職員の範囲</p>				<p>交渉・協約事項(管理運営事項を除く)</p>		
				<p>交渉事項(管理運営事項を除く)</p>		

(給与の決定方式)

